



2026年2月25日

各位

会社名 日本電子材料株式会社
代表者 代表取締役社長 坂田 輝久
(コード番号 6855 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 管理部門統括部長 石本 浩久
電 話 06(6482)2007

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、経営理念に「人類に幸福をもたらす技術の開発と製品化により社会に貢献する」を掲げ、1960年に設立の後、1970年より現在の主力事業である半導体検査用部品「プローブカード」の製造販売を日本で初めて開始し、半導体市場とともに成長してまいりました。

プローブカードには、半導体の進歩とともに微細化・高密度化、高耐電流特性、高周波特性等の技術進化が求められております。当社は、顧客ニーズに応えるプローブカードの開発と供給を社会的使命として、技術開発力と蓄積した知見をもとに、主力製品であるMEMS (Micro Electro Mechanical Systems) 技術を活用したMタイププローブカードを中心に拡販を進めており、2020年1月から生産を開始した配線基板の生産を担う三田工場と、2025年4月より本格稼働を開始したアッセンブリを担う熊本事業所第4工場の設置により、Mタイププローブカードの製品力、生産キャパシティ及び生産性の向上を図ってまいりました。

近年のAI関連の半導体市場の拡大等にとともない、メモリー向けMタイププローブカードは、拡販が進むとともに今後も更なる需要増加を見込んでいます。2026年2月6日に公表いたしましたMタイプ用プローブ等の開発・生産を担う本社第2工場（仮称）の建設は、熊本事業所及び三田工場との連携のもと、メモリー向けMタイププローブカードの更なる生産体制及び生産効率の強化、並びに次世代半導体向けプローブカードの開発推進により、顧客需要への対応力を向上させるものであります。

半導体市場の技術革新は極めて速く、当社が持続的に競争優位性を確保し、市場以上の成長を達成するためには、メモリー向けMタイププローブカードを中心とした成長領域へ機動的に投資を行い、設備増強と研究開発を推進することが不可欠であります。

本資金調達は、上記の事業環境にもとづく本社第2工場（仮称）への戦略的投資に充てるものであり、中長期的な株主価値の向上に資するものと考えております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 1,739,200株
種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年3月10日(火)から2026年3月12日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2026年3月16日(月)から2026年3月18日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 坂田 輝久に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の当社普通株式 260,800株
種類及び数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から260,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 坂田 輝久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 260,800株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 2026年3月27日(金)
- (6) 払 込 期 日 2026年3月30日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上 記 (5) に 記 載 の 申 込 期 間 (申 込 期 日) ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は 、 発 行 を 打 切 る も の と す る 。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 坂田 輝久に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村証券株式会社が当社株主から260,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、260,800株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2026年2月25日（水）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式260,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2026年3月30日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年3月25日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,666,510株	(2026年2月25日現在)
一般募集による増加株式数	1,739,200株	
一般募集後の発行済株式総数	14,405,710株	
本件第三者割当増資による増加株式数	260,800株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	14,666,510株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限14,055,020,000円について、2028年9月末までに、全額をAI関連半導体市場の拡大に伴って増加するメモリー向けMタイププローブカード(MEMS技術を用いたプローブカード)への需要に対応した生産キャパシティ拡大のための新工場の建設資金12,500,000,000円の一部又は全部に充当する予定であります。なお、手取概算額の合計額が上記新工場の建設資金を超過した場合、当該超過額を2028年3月末までに半導体検査用部品関連の研究開発費に充当する予定であります。

本資金調達により、今後も拡大が見込まれるMタイププローブカードの開発・生産体制の強化に加えて、次世代半導体向けプローブカードの開発推進を実現し、顧客需要への対応力を向上させ、当社のビジネス拡大に寄与するものと考えております。

今回の調達資金につきましては、上記資金使途に充当するまでの間、当社預金口座にて管理を行います。

なお、今回の調達資金を充当予定の設備投資資金に係る当社の設備計画の内容は、2026年2月25日現在、以下のとおりであります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	〈仮称〉本 社第2工場 (兵庫県尼 崎市)	半導体検 査用部品 関連事業	プローブカー ド生産設備・ 研究開発設備	12,500	—	増資資金 (注) 1	2026年 4月	2028年 11月	(注) 2

(注) 1. 増資資金で不足が生じた場合は、増資資金及び自己資金での対応を予定しています。

2. 生産性の向上のため、生産能力の増加を把握することが困難であり記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社の収益力の向上及び財務基盤の強化並びに中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する「安定的な利益還元」を重要な経営方針の一つとしています。

2024-2026年度中期経営計画においては、設備投資と研究開発を中心に「将来に向けた成長投資」とのバランスを取りながら、株主の皆様へ安定的・継続的かつ利益に見合った配当を実施する方針です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本とし、また、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めています。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、財務体質の一層の充実及び今後の事業展開のための投資に充當いたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純利益	207.25円	49.32円	273.53円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	40円 (20円)	40円 (20円)	70円 (30円)
実績連結配当性向	19.3%	81.1%	25.6%
自己資本連結当期純利益率	11.3%	2.5%	13.1%
連結純資産配当率	2.2%	2.1%	3.4%

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	調達方法	払込金額	払込後 資本金	払込後 資本準備金
2023年7月21日	譲渡制限付株式報酬 としての新株式の発行	32,516,968円	3,069百万円	3,289百万円
2024年7月24日	譲渡制限付株式報酬 としての新株式の発行	8,660,610円	3,074百万円	3,293百万円
2025年7月24日	譲渡制限付株式報酬 としての新株式の発行	43,610,696円	3,095百万円	3,315百万円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	2,057円	1,527円	2,800円	1,819円
高 値	2,123円	3,615円	4,145円	9,150円
安 値	1,280円	1,330円	1,807円	1,252円
終 値	1,519円	2,777円	1,807円	9,050円
株価収益率	7.33倍	56.31倍	6.61倍	—

- (注) 1. 2026年3月期の株価については、2026年2月24日現在で表示しております。
2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、2026年3月期に関しては期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である大久保和正、有限会社大久保興産及び大久保英正は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。